

長野県地方税滞納整理機構職員定数条例

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定により、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、一般職の常勤職員をいう。

(職員の定数)

第3条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広域連合長の事務部局の職員 17人
- (2) 議会の事務部局の職員 2人
- (3) 選挙管理委員会の事務部局に従事する職員 2人
- (4) 監査委員の事務部局の職員 2人

2 前項第2号から第4号までの職員は、同項第1号の職員をもって充てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。